

令和5年度予算書

令和5年3月

倉吉市

目 次

一 般 会 計-----	1
国民健康保険事業特別会計-----	1 3
介護保険事業特別会計-----	1 8
後期高齢者医療事業特別会計-----	2 4
温泉配湯事業特別会計-----	2 8
土地取得事業特別会計-----	3 2
駐車場事業特別会計-----	3 5
高城財産区特別会計-----	3 9
小鴨財産区特別会計-----	4 2
北谷財産区特別会計-----	4 5
上北条財産区特別会計-----	4 8

議案第8号

令和5年度倉吉市一般会計予算

令和5年度倉吉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,539,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 前号に定めた経費を除く他の経費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 市	税	5,800,134
	1. 市 民 税	2,400,400
	2. 固 定 資 産 税	2,847,377
	3. 軽 自 動 車 税	208,925
	4. た ば こ 税	338,001
	5. 入 湯 税	5,400
	6. 都 市 計 画 税	31
2. 地 方 譲 与 税		246,075
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	51,674
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	158,703
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	35,698
3. 利 子 割 交 付 金		3,094
	1. 利 子 割 交 付 金	3,094
4. 配 当 割 交 付 金		24,115
	1. 配 当 割 交 付 金	24,115
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		21,174

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 株式等譲渡所得割交付金	21,174
6. 地方消費税交付金		1,237,427
	1. 地方消費税交付金	1,237,427
7. 環境性能割交付金		17,383
	1. 環境性能割交付金	17,383
8. 法人事業税交付金		100,974
	1. 法人事業税交付金	100,974
9. 地方特例交付金		28,910
	1. 地方特例交付金	28,910
10. 地方交付税		8,130,000
	1. 地方交付税	8,130,000
11. 交通安全対策特別交付金		6,000
	1. 交通安全対策特別交付金	6,000
12. 分担金及び負担金		120,713
	1. 分担金	23,687
	2. 負担金	97,026

(単位 千円)

款	項	金額
13. 使用料及び手数料		242,930
	1. 使用料	142,742
	2. 手数料	100,188
14. 国庫支出金		3,973,518
	1. 国庫負担金	2,996,929
	2. 国庫補助金	965,001
	3. 委託金	11,588
15. 県支出金		2,678,847
	1. 県負担金	1,280,966
	2. 県補助金	1,365,580
	3. 委託金	32,301
16. 財産収入		16,642
	1. 財産運用収入	16,640
	2. 財産売却収入	2
17. 寄附金		515,118
	1. 寄附金	515,118

(単位 千円)

款	項	金額
18. 繰入金		1,697,399
	1. 基金繰入金	1,663,571
	2. 財産区繰入金	500
	3. 他会計繰入金	33,328
19. 繰越金		150,000
	1. 繰越金	150,000
20. 諸収入		3,716,058
	1. 延滞金及び過料	6,090
	2. 預金利子	108
	3. 貸付金元利収入	3,276,892
	4. 受託収入	21,176
	5. 雑入	411,792
21. 市債		2,812,840
	1. 市債	2,812,840
歳入	合計	31,539,351

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		201,468
	1. 議会費	201,468
2. 総務費		4,238,219
	1. 総務管理費	3,774,870
	2. 徴税費	246,689
	3. 戸籍住民基本台帳費	154,118
	4. 選挙費	29,187
	5. 統計調査費	11,893
	6. 監査委員費	21,462
3. 民生費		10,479,913
	1. 社会福祉費	5,122,588
	2. 児童福祉費	4,340,535
	3. 生活保護費	1,016,287
	4. 災害救助費	503
4. 衛生費		1,509,492
	1. 保健衛生費	641,512

(単位 千円)

款	項	金額
	2. 清掃費	737,345
	3. 水道費	130,635
5. 労働費		150,010
	1. 労働諸費	150,010
6. 農林水産業費		1,417,871
	1. 農業費	1,208,457
	2. 林業費	204,434
	3. 水産業費	4,980
7. 商工費		4,062,359
	1. 商工費	4,062,359
8. 土木費		2,744,401
	1. 土木管理費	206,122
	2. 道路橋梁費	705,513
	3. 河川費	262,296
	4. 都市計画費	1,144,871
	5. 住宅費	425,599

(単位 千円)

款	項	金額
9. 消 防 費		1,501,696
	1. 消 防 費	1,501,696
10. 教 育 費		2,301,535
	1. 教 育 総 務 費	280,965
	2. 小 学 校 費	358,464
	3. 中 学 校 費	226,607
	4. 社 会 教 育 費	583,877
	5. 保 健 体 育 費	851,622
11. 災 害 復 旧 費		92,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	40,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	49,000
	3. そ の 他 の 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	3,000
12. 公 債 費		2,830,287
	1. 公 債 費	2,830,287
13. 諸 支 出 金		100
	1. 災 害 援 護 費	100

(単位 千円)

款	項	金額
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳出	合計	31,539,351

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
争 訟 事 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 争 訟 が 終 了 す る 年 度 ま で	弁 護 士 等 が 別 に 定 め る 争 訟 に 要 す る 費 用 の 額
庁 内 L A N パ ソ コ ン 賃 借 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	1 2, 8 6 4 千 円
庁 内 ネットワーク機器L2スイッチ賃借料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	2 7, 0 9 7 千 円
ホ ー ム ペ ー ジ リ ニ ュ ー ア ル 手 数 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	0 千 円
市 誌 編 纂 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1 2, 6 0 0 千 円
ふ る さ と 納 税 返 礼 品 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	令 和 5 年 度 に 発 注 し た 返 礼 品 の 提 供 の う ち 令 和 6 年 度 中 に 当 該 提 供 が な さ れ る も の に つ い て の 額
メ ー ル ・ シ ー ラ ー 機 賃 借 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	5 2 8 千 円
住 民 税 特 別 徴 収 税 額 通 知 電 子 化 対 応 作 業 委 託 料 (納 税 義 務 者 用)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	3, 4 0 5 千 円
中 小 企 業 小 口 融 資 の 損 失 補 償	令 和 5 年 度 か ら 損 失 補 償 算 定 基 準 日 の 翌 年 度 ま で	損 失 補 償 算 定 基 準 日 に お け る 代 位 弁 済 求 償 権 の 残 額 の 1 0 % の 額
倉 吉 市 小 規 模 事 業 者 経 営 改 善 資 金 利 子 補 助 金	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	融 資 実 行 日 か ら 3 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 生 じ た 利 子 の 額
旧 グ リ ー ン ス コ ー レ せ き が ね 再 生 事 業	令 和 6 年 度	5 6 4, 4 7 3 千 円
旧 グ リ ー ン ス コ ー レ せ き が ね 指 定 管 理 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 1 6 年 度 ま で	3 5 9, 1 0 0 千 円
防 災 行 政 無 線 更 新 事 業	令 和 6 年 度	9 8 7, 1 9 6 千 円
奨 学 資 金 貸 与 金	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	7, 2 0 0 千 円
三 松 奨 学 資 金 貸 与 金	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	5, 4 0 0 千 円
小 学 校 教 職 員 用 パ ソ コ ン 機 器 賃 借 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	9, 6 2 0 千 円
中 学 校 教 職 員 用 パ ソ コ ン 機 器 賃 借 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	4, 8 1 0 千 円

事 項	期 間	限 度 額
博 物 館 特 別 展 開 催 事 業	令 和 6 年 度	3, 9 1 1 千 円
図 書 館 シ ス テ ム 更 新	令 和 6 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで	5 0, 0 6 8 千 円
交 流 プ ラ ザ 中 央 監 視 装 置 借 上 料	令 和 6 年 度 から 令 和 1 4 年 度 まで	1 4, 9 2 0 千 円
恒 常 的 な 物 件 の 借 入 れ 及 び 業 務 の 委 託 に 要 す る 経 費 で あ っ て 令 和 5 年 度 中 に 支 払 が 生 じ る も の に つ い て の 支 出 負 担 行 為	令 和 6 年 度 から 契 約 が 満 了 す る 日 の 属 す る 年 度 まで	当 該 事 項 ご と に 令 和 5 年 度 の 予 算 額 と し て 議 決 を 得 た 額 の 1 ヶ 月 あ た り の 額 に 令 和 6 年 度 以 降 の 契 約 月 数 を 乗 じ た 額
令 和 6 年 度 当 初 か ら 発 生 す る 恒 常 的 な 物 件 の 借 入 れ 及 び 業 務 の 委 託 に 要 す る 経 費 で あ っ て 令 和 5 年 度 中 に 契 約 を 締 結 す る 必 要 の 生 じ る も の に つ い て の 支 出 負 担 行 為	令 和 5 年 度 から 契 約 が 満 了 す る 日 の 属 す る 年 度 まで	当 該 事 項 ご と に 令 和 6 年 度 の 予 算 額 と し て 議 決 を 得 た 額 に 契 約 年 数 を 乗 じ た 額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 事 業 費	千円 19,900	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	15年以内（内据置 3年以内） その他は、借入先 の融資条件による。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還 又は、低利に借換えることができる。
林 道 整 備 事 業 費	16,300	同 上	同 上	15年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
市 行 造 林 事 業 費	4,500	同 上	同 上	40年以内（内据置25年以内） 以 下 同 上
自 然 災 害 防 止 事 業 費	90,800	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
貸 工 場 整 備 事 業 費	85,900	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	45,000	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金 事 業 費	48,600	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
安全安心生活空間整備交付金事業費	76,000	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
河 川 整 備 事 業 費	149,000	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
街 路 整 備 事 業 費	23,600	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	172,300	同 上	同 上	25年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
文 化 財 施 設 整 備 事 業 費	24,700	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
博 物 館 整 備 事 業 費	5,100	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
歴 史 民 俗 資 料 館 整 備 事 業 費	400	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
災 害 復 旧 費	46,700	同 上	同 上	10年以内（内据置 2年以内） 以 下 同 上
地 域 活 性 化 事 業 費	55,800	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	901,000	同 上	同 上	30年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
公 共 施 設 等 適 正 管 理 事 業 費	369,200	同 上	同 上	30年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
過 疎 対 策 事 業 費	564,700	同 上	同 上	30年以内（内据置 5年以内） 以 下 同 上
臨 時 財 政 対 策 費	113,340	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以 下 同 上

議案第9号

令和5年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,098,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険料		669,773
	1. 国民健康保険料	669,773
2. 使用料及び手数料		404
	1. 手数料	404
3. 国庫支出金		1
	1. 国庫補助金	1
4. 県支出金		3,742,981
	1. 県補助金	3,742,981
5. 財産収入		13
	1. 財産運用収入	13
6. 繰入金		660,873
	1. 他会計繰入金	428,873
	2. 基金繰入金	232,000
7. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
8. 諸収入		14,513

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 延滞金及び過料	8,001
	2. 貸付金収入	4,000
	3. 雑収入	2,512
歳入	合計	5,098,558

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		134,694
	1. 総務管理費	134,694
2. 保険給付費		3,695,140
	1. 保険給付費	3,695,140
3. 国民健康保険事業費納付金		1,177,881
	1. 国民健康保険事業費納付金	1,177,881
4. 保健事業費		63,594
	1. 保健事業費	63,594
5. 予備費		27,249
	1. 予備費	27,249
歳出	合計	5,098,558

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって令和5年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和5年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに令和6年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第10号

令和5年度倉吉市介護保険事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,562,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 保 険 料		1,070,639
	1. 介 護 保 険 料	1,070,639
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		14,975
	1. 手 数 料	14,975
3. 国 庫 支 出 金		1,361,785
	1. 国 庫 負 担 金	948,269
	2. 国 庫 補 助 金	413,516
4. 支 払 基 金 交 付 金		1,443,937
	1. 支 払 基 金 交 付 金	1,443,937
5. 県 支 出 金		768,835
	1. 県 負 担 金	744,148
	2. 県 補 助 金	24,687
6. 財 産 収 入		8
	1. 財 産 運 用 収 入	8
7. 繰 入 金		827,299
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	810,131

(単位 千円)

款	項	金額
	2. 基金繰入金	17,168
8. 繰越金		74,442
	1. 繰越金	74,442
9. 諸収入		112
	1. 延滞金、加算金及び過料	11
	2. 雑入	101
歳入	合計	5,562,032

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		60,115
	1. 総務管理費	5,513
	2. 徴収費	3,585
	3. 介護認定審査会費	50,687
	4. いきいき長寿社会推進協議会費	280
	5. 趣旨普及費	50
2. 保険給付費		5,207,438
	1. 介護サービス等諸費	4,704,965
	2. 介護予防サービス等諸費	231,183
	3. その他諸費	6,298
	4. 高額介護サービス等費	149,546
	5. 特定入所者介護サービス等費	115,446
3. 地域支援事業費		190,684
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	135,599
	2. 包括的支援事業・任意事業費	55,085
4. 基金積立金		23

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 基金積立金	23
5. 諸支出金		102,772
	1. 償還金及び還付加算金	74,442
	2. 繰出金	28,330
6. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出	合計	5,562,032

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって令和5年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和5年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに令和6年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第11号

令和5年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ707,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		504,544
	1. 後期高齢者医療保険料	504,544
2. 使用料及び手数料		97
	1. 手数料	97
3. 繰入金		191,187
	1. 一般会計繰入金	191,187
4. 繰越金		2,500
	1. 繰越金	2,500
5. 諸収入		8,906
	1. 延滞金、加算金及び過料	11
	2. 償還金及び還付加算金	630
	3. 受託事業収入	8,264
	4. 雑入	1
歳入	合計	707,234

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		11,629
	1. 総務管理費	11,629
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		683,670
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	683,670
3. 保健事業費		9,336
	1. 保健事業費	9,336
4. 予備費		2,599
	1. 予備費	2,599
歳出	合計	707,234

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって令和5年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和5年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに令和6年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第12号

令和5年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の温泉配湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 事業収入		6,904
	1. 事業収入	6,904
2. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
3. 繰入金		2,524
	1. 基金繰入金	2,524
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入	合計	9,431

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 維持管理費		9,331
	1. 施設管理費	9,331
2. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		9,431

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって令和5年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和5年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに令和6年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第13号

令和5年度倉吉市土地取得事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
2. 繰 入 金		1,000
	1. 基 金 繰 入 金	1,000
歳 入	合 計	1,001

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 土地取得事業費		1,000
	1. 土地取得事業費	1,000
2. 諸支出金		1
	1. 繰出金	1
歳出	合計	1,001

議案第14号

令和5年度倉吉市駐車場事業特別会計予算

令和5年度倉吉市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		6,648
	1. 使用料	6,647
	2. 手数料	1
2. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
3. 諸収入		1
	1. 雑入	1
歳入	合計	6,650

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 駐 車 場 費		6,450
	1. 駐 車 場 費	6,450
2. 予 備 費		200
	1. 予 備 費	200
歳 出 合 計		6,650

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって令和5年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和5年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに令和6年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第15号

令和5年度倉吉市高城財産区特別会計予算

令和5年度倉吉市の高城財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,363千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
2. 繰入金		3,361
	1. 基金繰入金	3,361
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入	合計	3,363

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		3,313
	1. 総務管理費	3,313
2. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳出	合計	3,363

議案第16号

令和5年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算

令和5年度倉吉市の小鴨財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 繰越金		1,498
	1. 繰越金	1,498
2. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入	合計	1,499

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		8
	1. 総務管理費	8
2. 予備費		1,491
	1. 予備費	1,491
歳出	合計	1,499

議案第17号

令和5年度倉吉市北谷財産区特別会計予算

令和5年度倉吉市の北谷財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ893千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 繰越金		892
	1. 繰越金	892
2. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入	合計	893

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		1
	1. 総務管理費	1
2. 予備費		892
	1. 予備費	892
歳出	合計	893

議案第18号

令和5年度倉吉市上北条財産区特別会計予算

令和5年度倉吉市の上北条財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,115千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

倉吉市長 広田一恭

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		89
	1. 財産運用収入	89
2. 繰越金		8,025
	1. 繰越金	8,025
3. 諸収入		1
	1. 預金利子	1
歳入	合計	8,115

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		1
	1. 総務管理費	1
2. 諸支出金		500
	1. 繰出金	500
3. 予備費		7,614
	1. 予備費	7,614
歳出	合計	8,115